

水戸市死体解剖保存法事務処理要領

(目的)

第1条 この事務処理要領は、死体解剖保存法（昭和24年法律第204号。以下「法」という。）、死体解剖保存法施行令（昭和28年政令第381号。以下「政令」という。）及び死体解剖保存法施行規則（昭和24年厚生省令第37号）に基づく申請様式等必要な事項を定めるものである。

(申請及び許可手続)

第2条 申請及び許可手続については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 死体解剖許可申請

法第2条第1項の解剖の許可を受けようとする者は、死体解剖許可申請書（様式第1号）を水戸市保健所長に提出しなければならない。

(2) 死体解剖許可

水戸市保健所長は、法第2条第1項の許可をしたときは、死体解剖許可証（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

(3) 解剖室外解剖許可申請

法第9条ただし書の許可を受けようとする者は、解剖室外死体解剖許可申請書（様式第3号）を水戸市保健所長に提出しなければならない。

(4) 解剖室外解剖許可

水戸市保健所長は、法第9条ただし書の許可をしたときは、解剖室外解剖許可証（様式第4号）を当該申請者に交付するものとする。

(5) 死体保存許可申請

法第19条第1項の申請を受けようとする者は、死体保存許可申請書（様式第5号）に、死体保存に関する遺族の承諾書（様式第6号）または死体保存に関する遺族の諾否確認不能申述書（様式第6号の2）を添えて水戸市保健所長に提出しなければならない。

(6) 死体保存許可

水戸市保健所長は、法第19条第1項の許可をしたときは、死体保存許可証（様式第7号）を当該申請者に交付するものとする。

(7) 死体解剖資格認定者住所変更届

政令第5条第1項の規定により住所を変更した旨を届け出る者は、死体解剖資格認定者住所変更届（様式第8号）を水戸市長に提出しなければならない。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。